平成２６年（フ）第１６７号
長野県大町市大町2714番地１
債務者　松井　宋多
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第１６８号
長野県大町市大町2714番地１
債務者　古屋由美子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第６０号
岐阜県可児市皐ケ丘７丁目２番地、前住所岐阜県瑞浪市稲津町小里88番地の１
債務者　加藤　三佳
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２６年（フ）第１４１９号
名古屋市昭和区鶴舞３丁目１番15号　セントラルハイツカシノ701号
債務者　小柳　五月
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１４０号
三重県津市藤方1703番地１　御殿場レジデンス105号、前住所三重県津市観音寺町799番地79
債務者　落合　義孝
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第１９２号
三重県桑名市大字東方327番地３　アズハウス206号
債務者　賀茂　右裕
１　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第４３号
滋賀県長浜市高月町宇根15番地８
債務者　森本　昌弘
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
平成２６年（フ）第３９３号
兵庫県西宮市馬場町１番２―201号
債務者　小池　宣宏
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第３９４号
兵庫県西宮市馬場町１番２―201号
債務者　小池誉里子
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第４２７号
兵庫県西宮市若草町２丁目14番５号
債務者　平岡　悦子
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第４７３号
兵庫県尼崎市大島１丁目38番35―409号、前住所兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目51番地サンライフエー―コー303号
債務者　岩本吉雨こと　李　　吉雨
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第４７７号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番９―902号
債務者　佐藤九州男
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第１３８号
奈良市四条大路２丁目２番34号　ハイツ四条大路Ｂ―206号
債務者　村井　徳美（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
奈良地方裁判所
平成２６年（フ）第２６４号
奈良市鳥見町４丁目１番地の２　富雄団地４―501号
債務者　浅川　貴史
１　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
奈良地方裁判所
平成２６年（フ）第１１８号
山口県下関市安岡駅前１丁目10番15号
債務者　濵口美代子
１　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２６年（フ）第１２９号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｄ―103号
債務者　濵﨑　清修
１　決定年月日時　平成26年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２６年（フ）第１７３号
徳島県徳島市南二軒屋町３丁目４番13号　森住宅
債務者　岡本　勝美
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
徳島地方裁判所民事部